



デジタル時代の経済安全保障政策と企業リスク

2021年1月
坂本 正樹
丸紅経済研究所

※本報告内容は個人の見解であり、所属組織を代表するものではありません。

自己紹介

坂本 正樹（さかもと まさき）

▽略歴・専門

＜略歴＞ MMD (Master×2, Doctor×1)

- 2012年 慶應義塾大学法学部政治学科卒業
- 2014年 慶應義塾大学院法学研究科（政治学専攻）修士課程修了
- 2015年 慶應義塾大学院理工学研究科（開放環境科学専攻）修士課程修了
- 2012～17年 慶應義塾大学リーディング大学院プログラム（オールラウンド型）非常勤研究員 →MMD
- 2018年～ 丸紅経済研究所：（担当）マクロ経済・政治（米国・日本）
- 2019年 慶應義塾大学院法学研究科（政治学専攻）博士課程修了、博士（法学）

＜専門＞ 政治外交史の畑出身（数理工学、経済分析なども）

- 国際政治学（IR）、米国政治、**冷戦史（Cold War History）**、**軍備管理（Arms Control）**
- 博士論文（法学研究科）：「アジアにおける米国の核不拡散政策—核兵器をめぐる国際秩序の模索と限界、1961-68年」（2019年）…外交史研究
- 修士論文（理工学研究科）：「政治的近接性に基づく国家間コミュニティ構造の検出—国連総会における投票行動データへのモジュラリティ最大化手法の適用—」（2015年）…数理工学研究

問題の所在

経済安全保障政策の活発化により深刻化する企業リスク

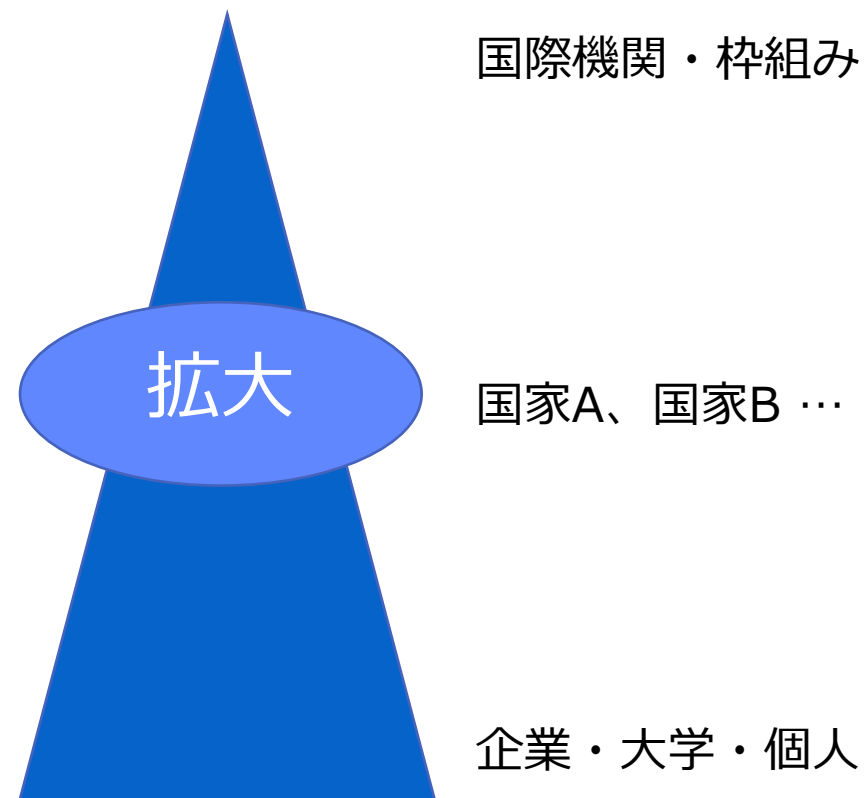
- 「デジタル時代」における「経済安全保障」の特性とは？（何が今までと違うのか？）
- 「デジタル時代」の経済安全保障政策は企業にとってどのようなリスクを生むのか？
- 「デジタル時代」の経済安全保障領域において、政府と企業の関係性はどのようにあるべきなのか？

▽「経済安全保障」を巡る最近の動向（米中を中心に）

年	月	出来事
2017	3	（米司法省）対イラン制裁違反でZTEに罰金
	8	（USTR）中国の技術移転策や知的財産権侵害の通商法301条調査開始
2018	7	米中報復関税の応酬開始（～19/12まで）
	8	（米国）「2019年度国防授權法」（ECRA、FIRRMA成立）。華為、ZTEなど中国5社製品を政府調達から除外（20/8より5社の通信機器等を利用する企業も除外）
2019	5	（米商務省）華為、エンティティリスト入り
	8	（米財務省）中国を為替操作国に認定（20年1月に取り下げ）
2020	3	（米国）「安全で信頼できる通信ネットワーク法」成立
	5	（米國務省）人民解放軍と関係のある大学院以上の中国籍留学生のビザ停止、失効
	6	（米国）ウイグル人権政策法成立
	7	（米国）香港自治法成立、香港制裁に関する大統領令発表
	8	TikTokの米国事業売却問題 （米國務省）「クリーン・ネットワーク」構想を発表
	9	（中国）中国「輸出管理法」成立
	10	（米国）「国家重要新興技術戦略」発表（中口を主要な競争相手に指定）
	11	（米国防総省）中国人民解放軍と関係する企業31社との資産取引を禁止
	12	（米商務省）「軍事エンドユーザー」リストを公表（中国54社を指定）

出所：各種報道

▽技術管理のフレーム



「経済安全保障」とは？

「目的」としての経済と「手段」としての経済

- 経済安全保障 (Economic Security)、地経学 (Goeconomics)、経済的な国策 (Economic Statecraft)、技術覇権 (Techno-hegemony)、経済制裁 (Economic Sanctions)、経済相互依存 (Economic Interdependence) …

▽ RANDレポート (1994年)

the ability to protect or to advance economic interests in the face of circumstances that may threaten or block these interests

▽ 船橋洋一『地経学とは何か』 (2020年)

…より一般的には地経学は次のように定義してよいだろう。それは、「国家が、地政学的な目的のために、経済を手段として使うこと」である。「地経学 (geoeconomics)」とほぼ同じ概念を表わす言葉として「経済の戦略化 (economic statecraft)」や「経済安全保障 (economic security)」がある。いずれも国家が地政学的な目標を追求するために、経済的な手段を行使することで他国の政策に影響を及ぼす戦略のことである。

▽ 國分俊史『エコノミック・ステイトクラフト』 (2020年)

経済ツールを活用して地政学的国益を追求する手段であるエコノミック・ステイトクラフト…

出所：参考資料

▽ Peter Navarro (2018年)

To be economically secure, American families must have good jobs at good wages and the freedom to pursue the abundant economic and entrepreneurial opportunities that were available to our forebears. Yet such economic security readily translates into national security because it is only through an enduring American prosperity where we will find the growth, resources, and technological innovations necessary to field the most advanced military in the world.

▽ 自民党「『経済安全保障戦略策定』に向けて」 (2020年)

わが国の経済安全保障は、当然のことながら、わが国の「国家安全保障戦略」で定義された国益を経済面から確保するものでなければならない。(中略) わが国の経済安全保障は、上記の国益を経済面から確保することであり、これを踏まえ、本提言においては、「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義する。経済安全保障戦略は、これを実現するための戦略である。

「デジタル化」による経済安全保障への影響とは？

経済安全保障の質的变化・拡大

- デジタル技術の広がりにより経済安全保障の領域も質的な変化・拡大が進む。
- モノの管理と比べた情報管理の技術的な難しさが経済安全保障をより広域的かつ複雑な性質に変化させている。

経済安全保障

- ・ エネルギー資源等の確保が優先（e.g. 資源ナショナリズム）
- ・ 国家主導の大規模投資による軍事技術開発の先行（流出リスクの管理も比較的容易）
- ・ モノの管理に重点

デジタル化

- ・ 「情報」「知識」の価値拡大（「資源」の相対的価値低下）
- ・ 民間技術開発の先行（民生→軍用ケースの増加）
- ・ デュアルユースの増加
- ・ デジタル技術の汎用性・普及性（業種を超えて民間企業等で利活用）

- ・ 技術に関する「情報」「知識」の管理が中心的課題に
- ・ 民間で軍事転用可能な先端技術を開発（流出リスク管理のために民間企業への干渉の必要性増加）
- ・ 技術・サービスの管理に重点

技術管理の枠組み

国際レジーム、日本、米国

- 既存の国際輸出管理レジームは軍事関連製品・技術を規制の対象にする（より広義の機微技術への対応は希薄）。
- 米国では、品目リスト規制に加えて制裁対象リスト規制などによって規制対象はより広範囲に及ぶ。

▽国際輸出管理レジーム

輸出管理レジーム	参加国数	成立年	管理対象
原子力供給国グループ (NSG)	48	1974	原子力技術・資源
ザンガー委員会 (ZC)	39	1974	原子力技術・資源
オーストラリア・グループ (AG)	43 (42+EU)	1985	BC兵器関連
ミサイル技術管理レジーム (MTCR)	35	1987	ミサイル技術関連
ワッセナーアレンジメント (WA)	42	1996	通常兵器関連

→日本の外為法による安全保障輸出管理制度は原則上記の国際レジーム＋武器輸出三原則に基づいている。

出所：外務省

▽米国の技術管理関連制度

対象	組織	リスト等	内容
輸出管理	商務省	品目リスト規制	
		USML (武器輸出管理法：AECA)	防衛関連品・サービス
		商務省規制品目リスト (CCL)	EAR規制品目
		米独自規制品目 (AT規制等)	テロ支援国向け規制等
		EAR99	リスト外規制品目
		制裁リスト規制	
		Entity List	安全保障上の利益に反する者
		Denied Persons List (DPL)	EAR規制の重大違反者
		Debarred List	AECAの重大違反者
		Military End User (MEU) List	新設
投資管理	(財務省)	SDN List	ドル決済等も禁止
	(国務省)	Unverified List	要注意者リスト
移民管理	(国防省)	(中国軍事関連企業リスト)	新設※直接の規制はなし
投資管理	CFIUS	FIRRMAに基づく投資審査	対内直接投資
移民管理	国務省	ビザ規制	人の移動 (研究者、学生等)
その他	エネルギー省等	原子力法・核不拡散法等	核兵器関連技術等

出所：CISTEC

(少し脱線) 経済安全保障と技術管理・軍備管理

類似しつつも異なる概念

- 20世紀後半以降の国際的な軍備（技術・資源）管理は、原子力エネルギーを中心に進められてきた。
- 軍備管理のモメンタムを考える上で、パワー、技術、そして緊張とデタントの波の3つの要素を見ていく必要がある。

▽核軍備管理（Nuclear Arms Control）

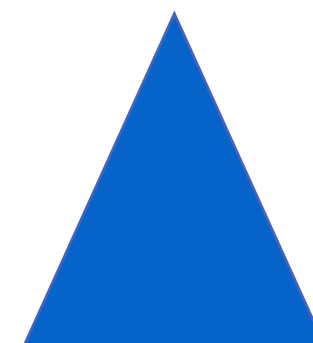
年	出来事
1945	バルーク案（原子力エネルギーの国際共同管理案）
1946	米マクマホン法（原子力技術の国外提供禁止）
1949	ソ連、核実験成功
1950	対共産圏輸出統制委員会（COCOM）設立
1952	英国、核実験成功
1953	「平和のための原子力」演説（平和利用限定の原子力技術提供）
1962	キューバ危機
1963	部分的核実験禁止条約（PTBT）成立
1964	中国、核実験成功
1968	核不拡散条約（NPT）成立
1974	インド、「平和的」核実験成功
	原子力供給国グループ（NSG）設立
1987	中距離核戦力（INF）全廃条約
1996	ワッセナーアレンジメント設立

▽軍備管理の背後にある動き

	バランスオブパワー	技術
垂直的变化	パワーの拮抗	技術の発展
水平的変化	パワーの拡散	技術の拡散

+ 緊張とデタントの波

▽技術管理・軍備管理を要請するソース



技術覇権競争

水平的拡散への懸念共有

知的財産権保護

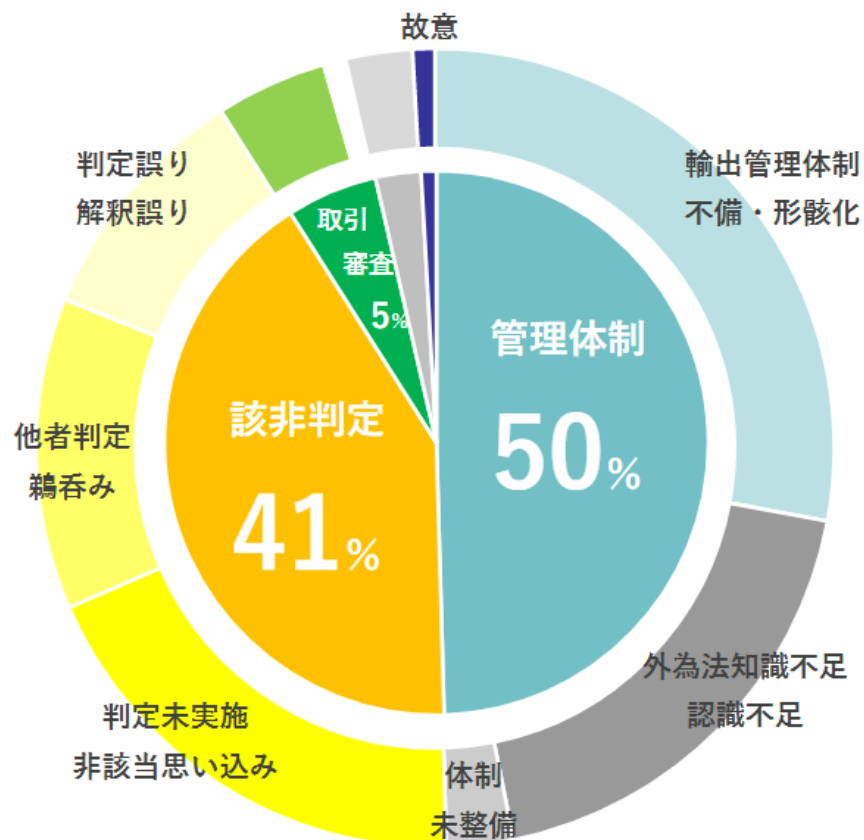
道義的要請（武器の規制、経済発展）

企業リスク

規制違反事例

- 外為法違反事例の多くは管理体制、該非判定の不備や形骸化が原因となっている。
- 冷戦期には東芝機械事件（1982年）のように米国で日系企業が窮地に立たされたケースも。

▽外為法違反原因（2019年度）



出所：経済産業省

▽米国EAR違反事例（中国関連）

- 半導体チップ（2018）
- 海上強襲艇・エンジン（2018）
- 潜水艦探査機器類（2018）
- 半導体チップ（ミサイル誘導関連）（2018）
- 高品質炭素繊維（2017）

▽東芝機械事件（1982年）

ソ連の情報機関員とみられる全ソ技術機械輸入公団幹部3名から不正輸出工作を受けた対ソ連貿易商社、和光交易（株）の仲介で、ココム規制対象品である、同時九軸制御プロペラ加工機である大型金属工作機械とその付属品をソ連に不正輸出するとともに同工作機械の使用に係る技術の役務提供を行っていた。1982年（昭和57年）12月から1983年（昭和58年）6月までの間、同工作機械を、ココム規制を受けない同時二軸制御の大型立旋盤であると偽って通商産業大臣の「非該当証明」を受けてソ連に不正輸出した。1984年（昭和59年）6月、同大臣の承認を受けることなく同工作機械の部分品スナウトを不正輸出し、同年7月、同大臣の許可を受けることなく修正プログラムを不正輸出していた。

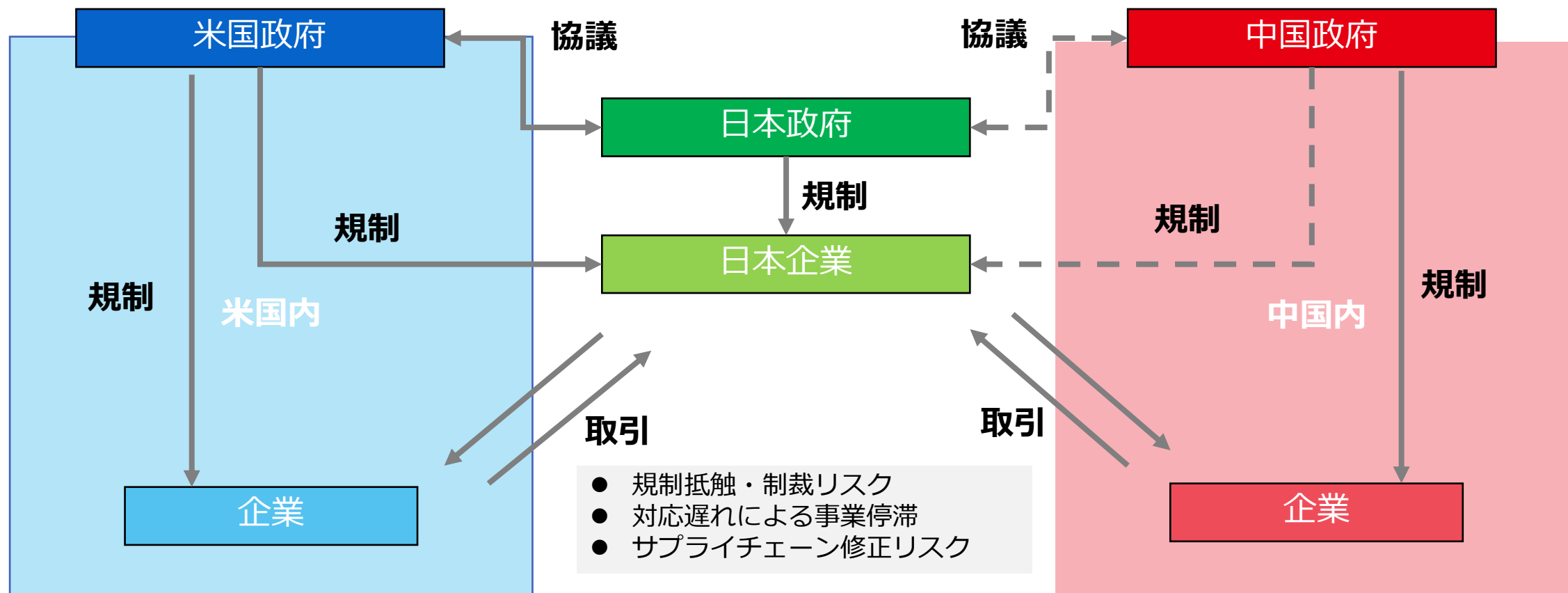
出所：経済産業省



企業リスクの概略図

制裁リスク、対応遅れ、サプライチェーン修正リスク

- グローバルに事業を展開する企業は日本政府だけでなく他国の政府による規制も考慮して事業を行う必要がある。米国だけでなく中国も徐々に規制関連法の整備を進めており、日本企業は米中の板挟みとなる展開も考えられる。
- 特定企業の製品・サービス利用が制裁の対象となる可能性もあるため、業種に関係なくあらゆる企業にリスクが存在。



エコノミックスティートクラフトの動向

米中を中心に技術管理強化などが進行

▽最近のエコノミックスティートクラフト（米中を中心に）

年	月	出来事
2017	3	（米司法省）対イラン制裁違反でZTEに11.9億ドルの罰金
	8	（USTR）中国の技術移転策や知的財産権侵害について通商法301条調査開始
2018	7	（USTR）対中制裁関税発動（第1弾→以後、19年9月までに第4弾Part1まで発動）
	8	2019年度国防授權法（ECRA、FIRRMA成立）。 華為、ZTEなど中国5社製品を政府調達から除外（2020/8より5社の通信機器・サービス等を利用する企業も除外）
	11	（米CFIUS）規制対象の「新興技術」を特定するパブコメ開始
	12	華為CFO孟氏がカナダで拘束
2019	5	（米商務省）華為、エンティティリスト入り
	8	（米財務省）中国を為替操作国に認定（20年1月に取り下げ）
2020	1	米中第1段階合意署名
	3	米、安全で信頼できるコミュニケーション・ネットワーク法成立
	4	米、中露ベネズエラ向け輸出規制強化
	5	大統領宣言で人民解放軍と関係のある大学院以上の中国籍留学生のビザ停止、失効
	8	TikTokの米国事業売却問題
	8	（米国務省）クリーン・ネットワーク・ガイドラインを発表。
	8	（米CFIUS）規制対象の「基盤技術」を特定するパブコメ開始
	11	米、中国人民解放軍と関係する企業31社との資産取引を禁止
	12	（米商務省）「軍事エンドユーザー」リストを公表（中国54社を指定）

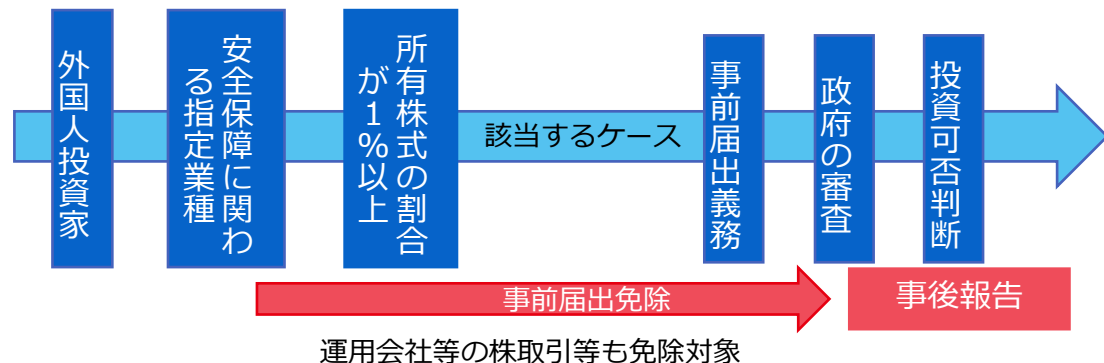
日本政府の対応強化

改正外為法、政府内組織新設、自民党戦略提言

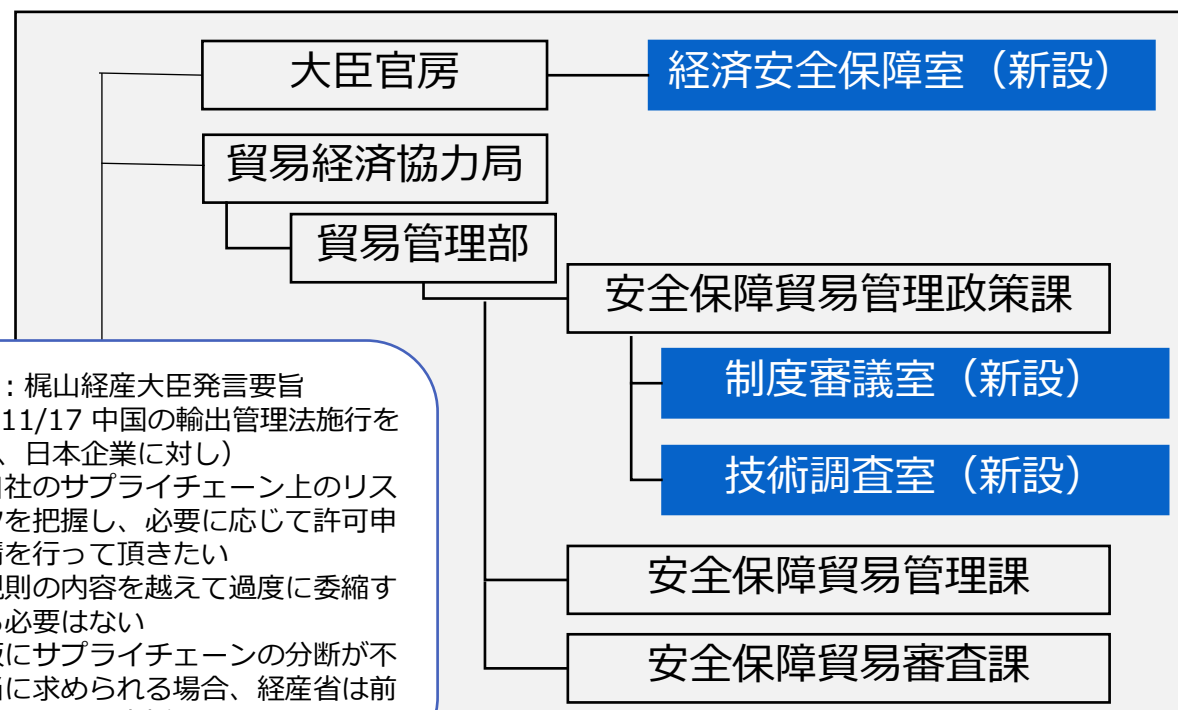
- 2020年5月、改正外為法施行。「日本経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していくことを目的とし、事前届出免除制度を導入し、事前届出の対象を見直す等の改正」を行う。米国でのFIRRMA成立に伴い施行され、内容的にも概ね同法案を踏襲したもの。
- 経済安全保障政策に関する政府内組織体制も整備。2020年4月に内閣官房国家安全保障局（NSS）に「経済班」が正式発足。経済産業省も省内横断的組織として経済安全保障室などを新設。
- 2020年12月に自民党「新国際秩序創造戦略本部」が「経済安全保障一括推進法」成立を求める提言を発表。

▽改正外為法

	改正前	改正後
事前届出の出資比率	10%以上	1%以上（議決権ベースも追加）
事前届出の対象行為	事業目的の変更等	役員就任、重要事業の譲渡などを追加
事前届出の免除制度	新設	経営参画しない投資、外国証券会社の自己勘定取引、外国銀行、運用会社等の株取引
事前届出免除の例外	—	国有企業、軍事関連等、安全保障に関わる業種、過去に外為法違反を行った者
規制対象企業	—	上場約3,600社中655社（20年7月時点）



▽経済産業省における体制強化



参考：梶山経産大臣発言要旨
(20/11/17 中国の輸出管理法施行を前に、日本企業に対し)
✓ 自社のサプライチェーン上のリスクを把握し、必要に応じて許可申請を行って頂きたい
✓ 規則の内容を越えて過度に委縮する必要はない
✓ 仮にサプライチェーンの分断が不当に求められる場合、経産省は前面に立って支援。

自民党提言（2020年12月）

提言の概要

新国際秩序創造戦略本部 提言 ～「経済安全保障戦略」の策定に向けて～（概要）

「経済安全保障」の定義

「国家安全保障戦略」で定義された国益を経済面から確保すること
＝わが国の生存、独立及び繁栄を経済面から確保すること

「経済安全保障戦略」策定の必要性

○環境の激変

国際社会のパワーバランスの変化／経済的依存関係の政治目的利用／新型コロナによる脆弱性の露呈／デジタル化の普及
⇒経済的要因が安全保障を大きく左右しうる時代に。安全保障を経済面から捉える必要性の高まり
⇒他国の動向に翻弄されることなく、主体的な政策決定余地を確保する必要性の高まり
⇒わが国の「国家安全保障戦略」には経済安全保障の視点が明確には盛り込まれていない

→ 国家としての包括的な戦略的取組が必要

「経済安全保障戦略」の基本的考え方

○「戦略的自律性」の確保

⇒いかなる状況下においても国民生活及び社会・経済活動を維持するために、戦略基盤産業※をまずはわが国自身の努力により強靱化（※：エネルギー、通信、食料、医療、金融、物流など）

○「戦略的不可欠性」の強化・獲得

⇒長期的・持続的な繁栄を確保するために国際社会において不可欠な産業の強化。民間の自助努力を後押し

○ 戦略的自律性・不可欠性を備えることにより、国際秩序の形成を主導（価値観を共有する同志国とも連携）

政府に対して求めること

○「経済安全保障戦略」を早急に策定すること

①戦略的自律性と戦略的不可欠性の観点を軸に、わが国が置かれた現状を正しく評価・確認

⇒戦略的自律性：現実的なリスクシナリオに基づき、各産業の脆弱性や課題を把握・分析し、対策を検討

⇒戦略的不可欠性：わが国の強みを把握、戦略的に拡充し、国際社会にとっての不可欠性を獲得・強化する対策を検討

②経済安全保障上、重要な技術を特定し、技術的優越の保全・育成を図ること

③経済安全保障戦略を実施するための適切なメカニズムを整備すること

○ その上で、各省庁が所管する業法の見直しを含め、2022年の通常国会における「経済安全保障一括推進法（仮称）」の制定を目指すこと

自民党提言（2020年12月）

重点的に取り組むべき課題と対策

- (1)資源・エネルギーの確保【総合エネルギー戦略調査会】
- (2)海洋開発【宇宙・海洋開発特別委員会】
- (3)食料安全保障の強化【農林・食糧戦略調査会】
- (4)金融インフラの整備【金融調査会、経済成長戦略本部】
- (5)情報通信インフラの整備【情報通信戦略調査会】
- (6)宇宙開発【宇宙・海洋開発特別委員】
- (7)サイバーセキュリティの強化【情報通信戦略調査会】
- (8)リアルデータの利活用推進【知的財産戦略調査会】
- (9)サプライチェーンの多元化・強靱化【経済成長戦略本部】
- (10)わが国の技術優越の確保・維持【新国際秩序創造戦略本部、知的財産戦略調査会、科学技術・イノベーション戦略調査会】
- (11)イノベーション力の向上【科学技術・イノベーション戦略調査会】
- (12)土地取引【安全保障と土地法制に関する特命委員会】
- (13)大規模感染症への対策【新型コロナウイルス関連肺炎対策本部】
- (14)インフラ輸出【経協インフラ総合戦略調査特別委員会】
- (15)国際機関を通じたルール形成への関与【新国際秩序創造戦略本部、ルール形成戦略議員連盟国際機関ガバナンスWT】
- (16)経済インテリジェンス能力の強化【新国際秩序創造戦略本部】

企業の対応状況

政府への要請、組織改編

- 経済安全保障リスクの高まりを受けて、企業側では業界団体を介した政府要請や経済安全保障問題を担当する新たな部署の設置等が進められている。

▽業界団体による政府要請

「中国及び米国の域外適用規制について（要請）—中国輸出管理法及び米国の拡大直接製品規制を中心として」（2020年11月10日）

■共同提言団体

安全保障貿易情報センター（CISTEC）、日本経済団体連合会（KEIDANREN）、日本商工会議所（JCCI）、日本機械輸出組合（JMC）、日本貿易会（JFTC）、電子情報技術産業協会（JEITA）、ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）、情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）、日本化学品輸出入協会（JCEIA）、日本化学工業協会（JCIA）

■提言内容

1. 中国輸出管理法及び関連規制について

（1）域外適用の抑止、（2）産業政策的規制の抑止、（3）報復措置の抑止、（4）十分な準備期間の確保

2. 米国の直接製品規制の拡大について

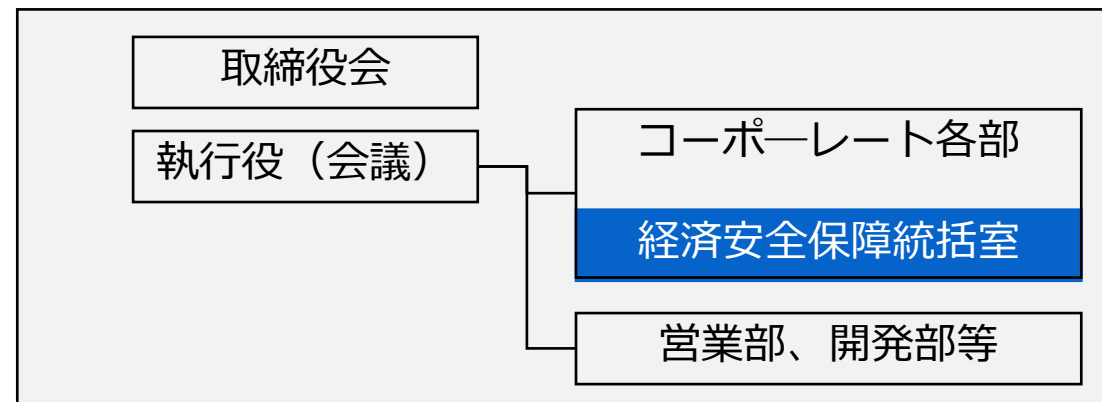
再輸出規制の域外適用、エンティティリストの拡大、デミニマス・ルール運用負担、輸出許可基準の不透明感、規制自体の複雑さ・難解さ等

出所：CISTEC

▽三菱電機の事例（1）

各国の経済安全保障政策の急激な変化に対応して、政策動向や法制度を調査・分析し、全社における輸出、情報セキュリティ、投資、開発等に関わる経済安全保障の観点から見たリスク制御を統合的に行うことを目的に、社長直轄組織として「経済安全保障統括室」を新設する。（2020/10/1付）

▽三菱電機の事例（2）



出所：三菱電機

政府・企業関係

「国際関係—国家—企業」というレベル

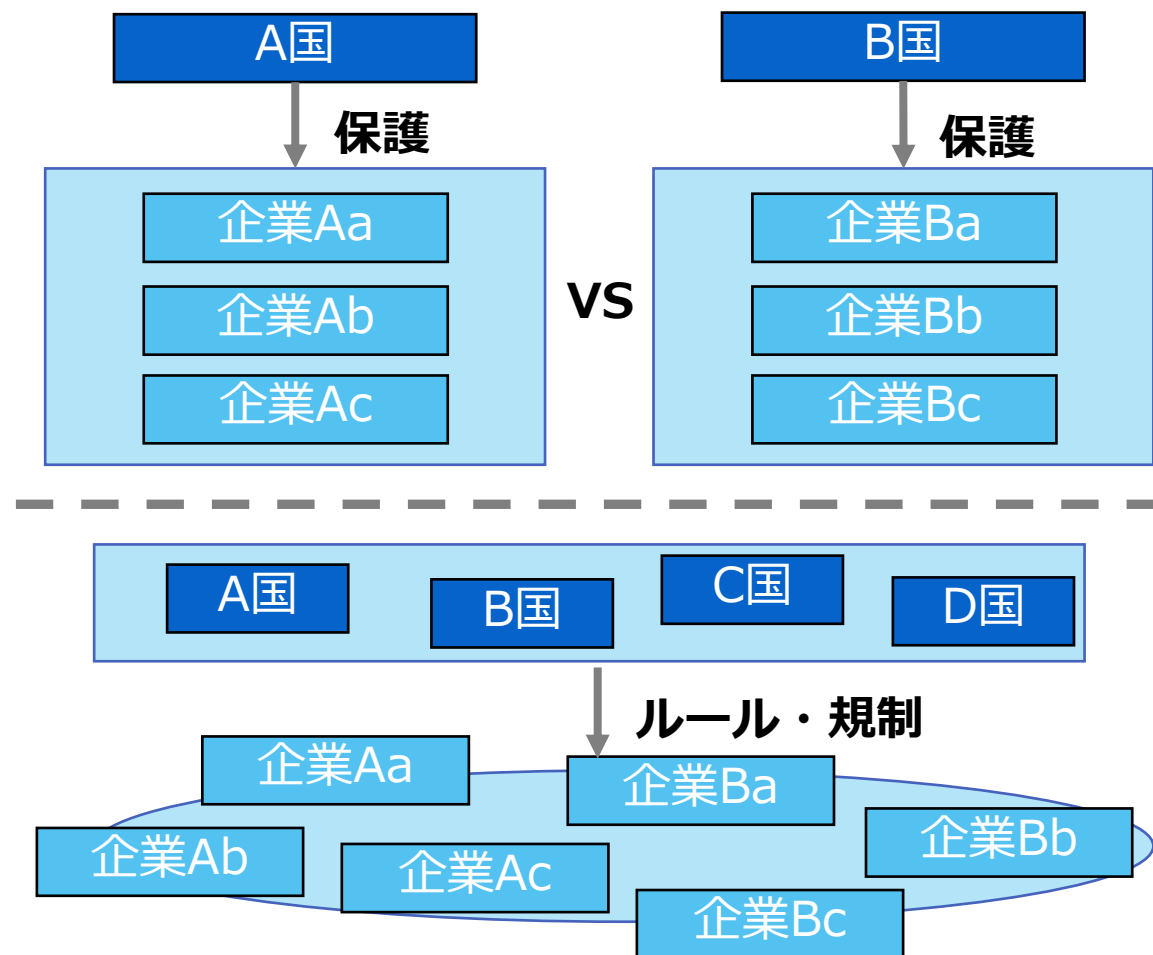
- エコノミックスティクラフトが広がる中、「国家—企業」の結びつきがますます強まる可能性があるが、この問題を考える上では、「国家—企業」関係ではなく、「国際関係—国家—企業」という構造を前提に関係性を考える必要がある。

「ネオ・コーポラティズム」的懸念：

主要な行政・経済政策の策定に、関係する各界の利益代表を参加させ、利害の調整を図って政策を実施しようとする手法。北欧などの民主主義諸国における政府と利益集団のパートナーシップに基づく政策立案・政策運営・利害調整が代表例。

「理想主義」としての「集団経済安全保障」：

国連の「集団安全保障」モデルの援用。経済措置等で国際ルールに違反する国家に対しそれ以外の国家が協調して制裁等を科して行動変更を促す。米ソ冷戦時のように国際構造が二極構造となっている場合は機能不全に陥る可能性が高い。



おわりに

国際社会・政府・企業の取り組み課題

- 「デジタル時代」における「経済安全保障」の特性とは？
- 技術に関する「情報」「知識」の管理が中心的課題に
- 民間で軍事転用可能な先端技術を開発（流出リスク管理のために民間への干渉の必要性増加）
- 技術・サービスの管理に重点
- 「デジタル時代」の経済安全保障政策は企業にとってどのようなリスクを生むのか？
- グローバルに事業を展開する企業は日本政府だけでなく他国の政府による規制も考慮して事業を行う必要がある。米国だけでなく中国も徐々に規制関連法の整備を進めており、日本企業は米中の板挟みとなる展開も考えられる。
- 特定企業の製品・サービス利用が制裁の対象となる可能性もあるため、業種に関係なくあらゆる企業にリスクが存在。
- 「デジタル時代」の経済安全保障領域において、政府と企業の関係性はどのようにあるべきなのか？
- 「国際関係—国家—企業」という構造を前提に関係性を考える必要がある。
- 国家間競争が加速すれば各国の「国家—企業」関係の強化が進むが、特定利益集団の優遇等が起きる弊害が存在。
- 米中対立の進展の先にCOCOM型の二極対立管理体制が形成されるのか、現行の国際レジームが緩やかに維持されるのかによっても、企業の置かれる状況は大きく異なってくる。

補足資料

米中関係史（1949～2020年）

▽米中関係史の概要

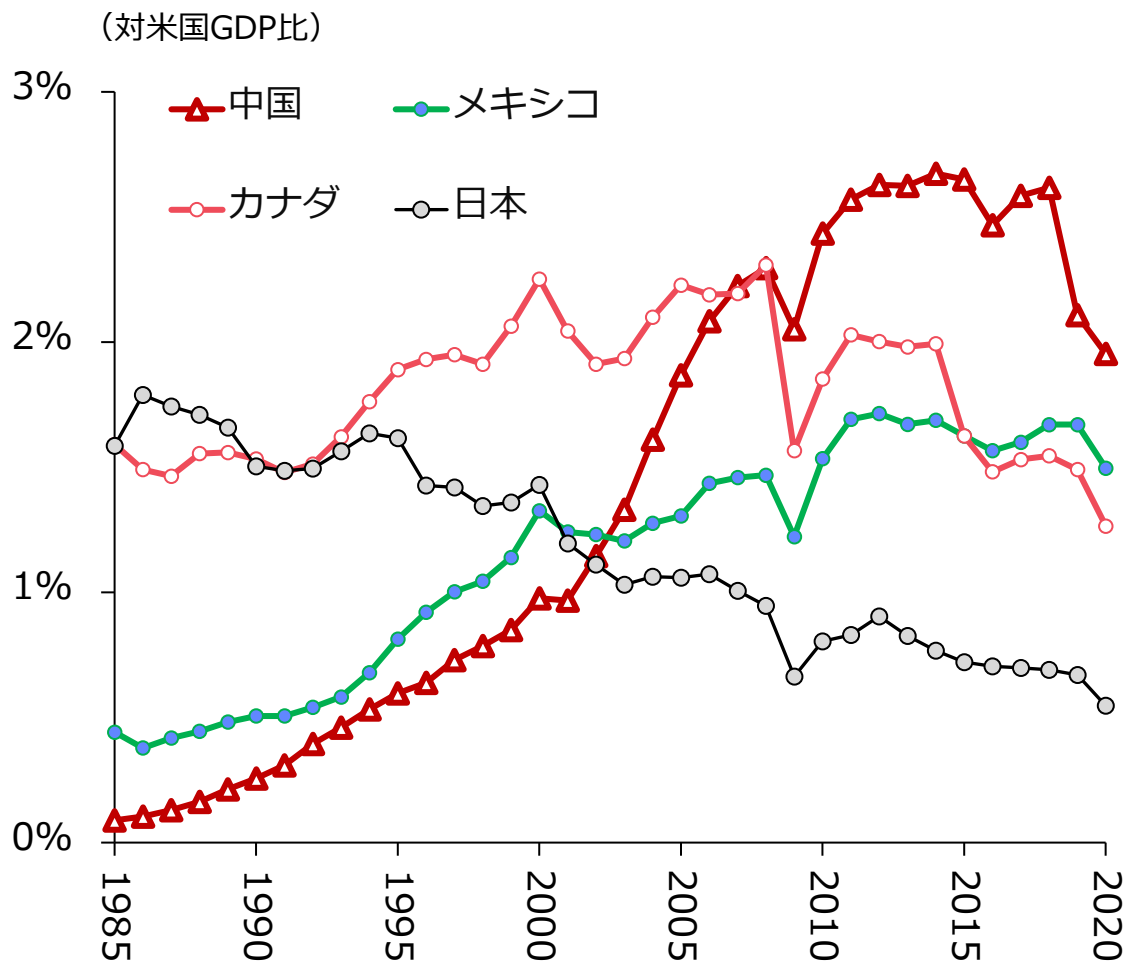
年	出来事	
1949	中華人民共和国建国	(共産党中国の出現)
1950	朝鮮戦争	(米中の直接的軍事衝突)
1972	ニクソン訪中	(米中接近)
1989	天安門事件	(中国の人権問題)
1991	ソ連崩壊	(米ソ冷戦構造の終焉)
2001	9.11同時多発テロ 中国、WTO加盟	(対テロ戦争への傾斜) (中国の国際社会への参加)
2007	リーマン・ショック（世界金融危機）	(米国の経済後退と中国台頭)
2011	オバマ、豪州演説	(アジア重視のリバランス政策)
2013	「一帯一路」構想発表	(中国の世界戦略)
2015	「中国製造2025」	(技術覇権戦略)
2017	トランプ政権成立	
2018	米中報復関税応酬 「2019年度国防授權法」（FIRRMA、ECRA成立） ペンス演説@ハドソン研究所	(米中対立の先鋭化)
2020	コロナショック	

出所：各種報道

補足資料

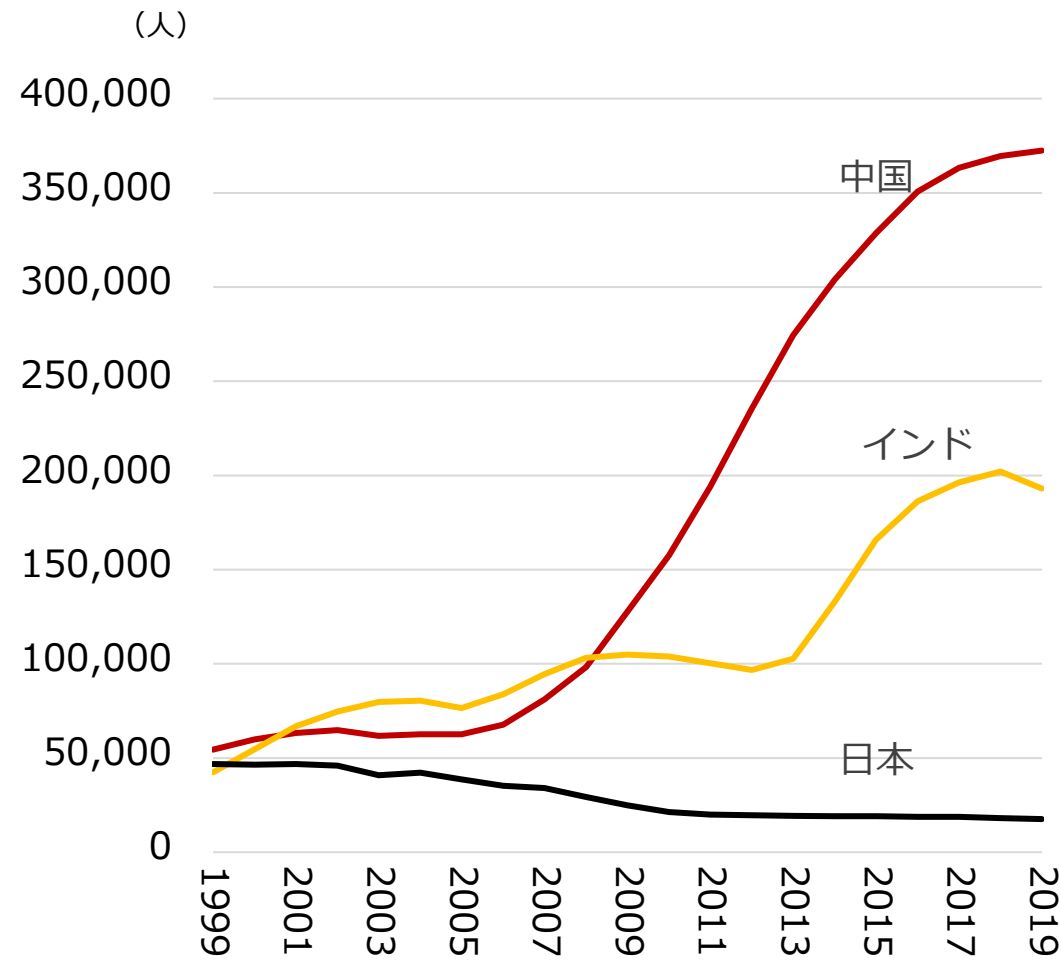
米中関係とデカップリング関連指標

▽米国の主要貿易相手国別の輸入額



出所：米商務省

▽米国の国籍別留学生数



出所：Institute of International Education

補足資料

各国の対内投資規制強化の動向

▽G7各国の対内直接投資審査制度の概要（2019年11月時点）

		アメリカ (2018年法改正)	イギリス (2018年法改正)	フランス (2018～2019年 法令改正)	ドイツ (2018年政令改正)	イタリア (2017年法改正)	カナダ	日本 (現行) → (改正後)
事前届出・審査	対象となる 株式所有等 の割合	下限なし ※2018年 法改正で事前 届出制度を導入		33.3%	10% ※2018年政令 改正で25%から 引下げ	3%	名目額の閾値あり (投資家によって 異なる)	10% ↓ 1% (免除制度あり)
	対象業種	特定の投資		指定業種 ※2018年政令 改正で業種拡大	指定業種	指定業種 ※2017年法改正 で業種拡大	全業種	指定業種
事後介入		業種による 限定なし	業種による 限定なし	指定業種のみ	業種による 限定なし	指定業種のみ	業種による 限定なし	指定業種のみ
		株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能 ※2019年法改正	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能なのは 指定業種の一部のみ ↓ 指定業種全てで 株式売却命令 が可能

- 英国は20年11月に安全保障上重要な17分野（※）の投資規制強化案（NS&I Bill）が議会に提出され審議中（対象分野について、21年1月6日までパブコメ募集）。
- 日本の事前届出基準の1%は他の先進国と比べても比較的厳格な水準となっている一方、仏伊などと同様に投資案件への介入権限については指定業種に限定している（米英独などでは事後介入については業種による限定無し）。

※先端素材、先進ロボット工学、人工知能、民生用原子力、通信、コンピュータハードウェア、政府への重要なサプライヤー、危機管理に関する重要なサプライヤー、暗号認証、データ・インフラストラクチャー、防衛、エネルギー、生物工学、軍民併用技術、量子技術、衛星および宇宙技術、輸送の17分野。

最近の主な違反事例(重大違反)

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備考
平成30年1月22日(略式命令) : 個人に対し罰金100万円 平成30年4月24日(行政処分) : 3ヵ月: 全貨物・全地域向け輸出禁止	・赤外線カメラ(10項(2)(4)(7)) ・中国	・無許可輸出
平成29年7月25日(行政処分) 3ヶ月間: 全貨物・全地域向け輸出禁止	・誘導炉(2項(13)) ・イラン等	・無許可輸出
平成27年6月15日(略式命令) : 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日(行政処分) : 4ヵ月: 全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維(2項(17)) ・中国	・韓国迂回
平成23年3月25日(判決) : 代表取締役に1年6ヶ月(執行猶予3年)、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日(行政処分) : 1年1ヶ月間: 全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成21年11月5日(判決) : 社長に懲役2年(執行猶予4年)、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日(行政処分) : 7ヶ月間: 全貨物・全地域向け輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成21年8月7日(判決) : 社長に懲役3年(執行猶予4年)、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日(行政処分) : 1年4ヶ月間: 全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型タンクローリー 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反(奢侈品)有り ・韓国迂回
平成21年7月16日(判決) : 社員ら4名に懲役1~2年6ヶ月(執行猶予3年) 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日(行政処分) : 5ヶ月間: 全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械(2項(12)) ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出
平成19年6月25日(判決) : 元副会長ら4名に懲役2~3年(執行猶予4~5年) 法人に対し罰金4,500万円 平成19年6月26日(行政処分) : ①6ヶ月間: 全貨物・全地域向け輸出禁止 ②2年6ヶ月間: 三次元測定機の全地域向け輸出禁止(①、②合計で3年間)	・三次元測定機(2項(12)) ・マレーシア等	・1台がリビアの核開発施設で発見 ・検査データを改ざんし、性能を低く見せかけ非該当品として輸出
平成19年3月20日(略式命令) : 法人に対し罰金100万円 平成19年5月11日(行政処分) : 9ヶ月間: 無人ヘリコプターの全地域向け輸出禁止	・無人ヘリ(4項(1-2)) ・中国	・未遂

- ・ 岩田修一郎『21世紀の軍備管理論』芙蓉書房出版、2016年。
- ・ 経済産業省「梶山経済産業大臣の閣議後記者会見」2020年11月17日。
<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2020/20201117001.html> (accessed on Dec. 24, 2020)
- ・ 黒澤満編『軍縮問題入門（第4版）』東信堂、2012年。
- ・ 國分俊史『エコノミック・ステイトクラフトー経済安全保障の戦い』日本経済新聞社、2020年。
- ・ 杉田弘毅『アメリカの制裁外交』岩波書店、2020年。
- ・ 船橋洋一『地経学とは何か』文藝春秋、2020年。
- ・ 宮本雄二編『技術覇権ー米中激突の深層』日本経済新聞社、2020年。
- ・ 薬師寺泰蔵『テクノヘゲモニーー 国は技術で興り、滅びる』中央公論社、1989年。
- ・ Baldwin, David A. *Economic Statecraft: New Edition*. New Jersey: Princeton University Press, 2020.
- ・ Blanchette, Jude. "Ideological Security as National Security," *Center for Strategic International Studies (CSIS)* (Dec. 2, 2020). <https://www.csis.org/analysis/ideological-security-national-security> (accessed on Dec. 24, 2020)
- ・ Navarro, Peter. "Why Economic Security is National Security," White House (Dec. 10, 2018).
<https://www.whitehouse.gov/articles/economic-security-national-security/> (accessed on Dec. 24, 2020)